

栗山町公の施設使用料減免条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく公の施設の使用料を減免することにより、使用者の経済的負担の軽減、住民福祉等の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公の施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 栗山町立学校設置条例（昭和39年条例第14号）第2条に規定する栗山町立学校の施設
- (2) 栗山町公園条例（昭和44年条例第42号）第14条の2に規定する有料公園施設
- (3) 栗山町勤労者福祉センター条例（昭和49年条例第3号）第2条に規定する栗山町勤労者福祉センター
- (4) 泉記念館条例（昭和52年条例第4号）第2条に規定する泉記念館
- (5) 栗山町農村環境改善センター条例（昭和55年条例第16号）第2条に規定する栗山町農村環境改善センター
- (6) 栗山町公民館条例（昭和56年条例第1号）第2条に規定する栗山町南部公民館
- (7) 栗山町南部地区町民センター条例（昭和60年条例第12号）第2条に規定する栗山町南部地区町民センター
- (8) 栗山町開拓記念館条例（昭和63年条例第15号）第2条に規定する栗山町開拓記念館
- (9) 栗山町ふるさといきものの里オオムラサキ館条例（平成2年条例第13号）第2条に規定する栗山町ふるさといきものの里オオムラサキ館
- (10) 栗山町総合福祉センター条例（平成8年条例第11号）第2条に規定する栗山町総合福祉センター
- (11) 栗山町カルチャープラザ条例（平成11年条例第25号）第2条に規定するくりやまカル

チャープラザ

(12) 栗山町体育施設条例（平成17年条例第14号）第2条に規定する栗山町スポーツセンター、栗山町総合グラウンド、栗山町栗夢広場、栗山町栗山運動公園、栗山町ふじスポーツ広場、栗山町町民球場、栗山町栗山公園球場、栗山町栗山公園弓道場、栗山町栗山公園テニスコート、栗山町農村環境改善センターテニスコート、栗山町栗山水泳プール、栗山町角田水泳プール、栗山町継立水泳プール及び栗山町栗山ダムパークゴルフコース

(13) 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例（令和5年条例第1号）第2条に規定する栗山駅南交流拠点施設

（使用料の減免）

第3条 公の施設の使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 町及び教育委員会等が主催する行事等 全額免除
- (2) 福祉・教育関係団体等が主催する行事等 5割減免
- (3) その他町長が必要と認めるもの 町長が認めた割合

（減免の申請）

第4条 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書の減免申請欄に必要事項を記載して町長に申請しなければならない。

（端数計算）

第5条 公の施設の使用料から減免する額を控除した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。